

第29号議案

令和7年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	35,327栓
(2) 年間総給水量	8,950,000m ³
(3) 一日平均給水量	24,521m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	2,315,697千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,013,700千円
第1項 営業収益	1,829,749千円
第2項 営業外収益	183,921千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,119,500千円
第1項 営業費用	2,068,907千円
第2項 営業外費用	40,563千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額922,200千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,000千円、過年度分損益勘定留保資金393,795千円及び当年度分損益勘定留保資金392,405千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	1,985,700千円
第1項 企業債	778,450千円
第2項 固定資産売却代金	6,600千円

第3項 負担金	1,019,391千円
第4項 分担金	49,574千円
第5項 補助金	22,685千円
第6項 出資金	109,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,907,900千円
第1項 建設改良費	2,739,876千円
第2項 企業債償還金	168,024千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕事業	令和8年度	8,000
配水場等設備保守点検事業	令和8年度	3,500
電気設備保守点検事業	令和8年度	14,000
配水場場内整備事業	令和8年度	12,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 第1金平配水場用地造成工事及び配水管布設替工事に充てるため
- (2) 限 度 額 778,450千円
- (3) 起 債 の 方 法 証書借入
借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利 率 年利4.0%以内
- (5) 償 還 の 方 法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

186,828千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,451千円と定める。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

